向陽プレスクラブ会則(案)

(会の名称・所在地)

- 第1条 この会を向陽プレスクラブと呼ぶ。
- 第2条 当会の事務局は、東京都もしくはその周辺に置く。

(会の目的)

第3条 この会は会員相互の親睦と向上発展をはかり、あわせて土佐中学、土佐高校(以下母校と呼ぶ)の発展に貢献 することを目的とする。その目的を達成するための活動は細則で定める。

(会員)

- 第4条 この会の会員は次の各号に規定された者とする。
 - 1) 母校新聞部出身者で入会を希望するもの。
 - 2) 出版報道事業並びに情報通信事業に従事経験のある母校出身者で入会を希望するもの。
 - 3) 前項に該当しない母校関係者であって、報道出版・情報通信に関心をもち、入会を希望するものは幹事会の同意を得て入会することができる。
- 第5条 会員の資格は所定のフォームを用い郵送、又は自動送信で会員登録した時に生ずる。
- 第6条 この会の会員で脱退を希望するものは、書面又は会員登録フォームで自動送信することによってその旨を会長 に届け出なければならない。

(役員)

第7条 この会に次の役員をおく。

会長 幹事長 会計 各1名、 幹事 若干名

- 第8条 役員は次の方法によって決定する。
 - 1) 会長は総会で選挙する。
 - 2) 会計、幹事は会長の委託により選出され、総会で承認される。
 - 3) 幹事長は幹事の互選による。
- 第9条 役員の任務は次のとおりとする。
 - 1) 会長はこの会を代表し会務を総括する。
 - 2) 会計はこの会に関する経理を担当する。
 - 3) 幹事長は会長を補佐するとともに、幹事会を代表して総会及び幹事会の決定事項を執行する責任を負う。
 - 4) 幹事は、幹事会を構成し、会長、幹事長と協議し会務の企画と執行にあたる。
- 第10条 役員の任期は3カ年とする。ただし、重任をさまたげない。役員が死亡その他の事情により任期途中で欠けた場合、補欠の役員を会長が委託できる。補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

- 第11条 当会の総会は、会員総員で構成する。
 - 1) 会長は、総会を1年に1度招集しなければならない。
 - 2) 会長は、会員の十分の一の要求があったときは、臨時総会を招集しなければならない。
 - 3) 会長は、必要と認める場合には、幹事会の決議を経て臨時総会を招集することができる。
 - 4)総会は書面、ホームページ等で決議事項、又は承認事項を公告し、書面又は所定のフォームから入力したメイルによって公告事項に限り議決、承認することができる。
 - 5) 総会の議長は会長とする。
 - 6) 議決権数は出席者、及び書面又は所定のフォームから入力したメイルによって提出された委任状、議決書又は承認書の総数とし、総会の成立は総会員数の過半数の議決権数を必要とする。
- 第12条 総会の議決を得なければならない事項は次のとおりとする。
 - 1) 会則・細則の制定、変更又は廃止
 - 2) 会長の選任、及び役員の承認
 - 3) 収支決算及び活動報告(会計年度毎)
 - 4) 収支予算及び活動計画(会計年度毎)
 - 5) その他当会の活動に関する幹事会が定めた重要な事項
- 第13条 前条に掲げる事項に関する総会の議事は議決権数の過半数で決する。

(幹事会)

- 第14条 幹事会は役員によって構成される。
- 第15条 会長は必要と認めたとき幹事会を召集する。
- 第16条 役員5名以上が幹事会の開催を求めた場合、会長は幹事会を招集しなければならない。
- 第17条 幹事会の議長は幹事長が行う。幹事長不在の場合、出席者の互選でその会に限り代理者を選任できる。
- 第18条 幹事会の会議は、委任状を含め構成員の半数以上が出席しなければ開くことができず、その議事は出席役員の 過半数で決する。

第19条 幹事会は、細則に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を決議する。

- 1) 収支決算案、活動報告案、収支予算案及び活動計画案
- 2) 規約及び細則などの制定、変更又は廃止に関する案
- 3) 会費の額並びに会費徴収案
- 4) その他の総会提出議案
- 5) 総会から付託された事項
- 6) 幹事長及び担当幹事の選出
- 7) 会員の入退会に関すること
- 8) その他,総会の決議を要しない会務の執行に関すること

(議事録の作成、公告)

第20条 総会、及び幹事会の議事については、議長は、議事録を作成しホームページに掲載する。

(資産及び会計)

第21条 会員は細則に定める会費を細則に定める方法により、当会に納入しなければならない。

第22条 この会の活動に賛同する団体や個人から1口1000円の寄付を受け付けることができる。

第23条 会の資産は、会長が管理し、その管理方法は幹事会の決議による。

第24条 会計年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

(会則の発効)

第27条 この会則は、2010年7月25日から効力を発する。

向陽プレスクラブ細則(案)

(会費及び徴収方法)

- 第1条 会則21条に規定する会費、徴収方法は次のとおりとする。
 - 1) 年会費は2,000円とし、複数年(5年以内)まとめて支払うことができる。
 - 2) 会計年度途中の入会であっても、年会費を一括で納入するものとする。
 - 3) 支払われた会費はいかなる理由でも返却しない。
 - 4) 会員は、会の指定する会費の収納口座に会費を振り込むこととする。この場合、振り込み費用は会員の負担とする。
 - 5) 本会の会計は会員資格の期限を会員名簿に記載して、会費未納に注意を喚起しなければならない。

(会の目的に関する活動)

- 第2条 会則3条に規定する会の目的に関する活動は次のとおりとする。
 - 1) 親睦・交流会の開催(年1回以上)
 - 2) 会員名簿の維持管理
 - 3) サーヴァー (s372.xrea.com)、ドメイン (tosakpc.net)、メイル網の維持管理
 - 4) 会報の発行
 - 5) ホームページ (http://www.tosakpc.net/) の運営
 - 6) 「向陽新聞に見る土佐中高の歩み」を制作
 - 7) 母校の発展に貢献する活動
 - 8) 資料の保存・電子化(向陽新聞バックナンバー他)
 - 9) 母校、在校生、同窓会との交流
 - 10) 高知及び全国在住の会員との交流
 - 11) その他、幹事会が必要と決議した活動
- 第3条 幹事会はそれぞれの活動を担当する幹事を定め、活動を円滑に遂行するように努力しなければならない。担当 の重任は可能であるが、業務が集中しないようにしなければならない。また複数の担当を置くことができる。

(顧問)

第4条 顧問は必要に応じ、会長が委嘱する。

(細則の発効)

第5条 この細則は、2010年7月25日から効力を発する。